

給食センター整備事業について

1 事業概要

(1) 整備目的

全ての中学生に栄養バランスのとれた安全・安心な給食を提供し、生涯に渡る健康づくりの基礎となる食習慣や、食を大切にする心、郷土愛を育むための食育を推進していくことを目的としています。

(2) 整備概要

- ア 建設地 市有地など 5 か所
 - イ 調理能力 全体で概ね 15,000 食
 - ウ 対象校 中学校 32 校(加住小中学校及びデリバリーランチ提供校)
- (3) 特長 温かい給食の提供／地域の食材活用／食物アレルギーへの対応
食育の推進／食育スペースの活用 / 災害時の食支援

2 施設

(1) 学校給食センター元八王子(叶谷町 1594 番地 1)

- ・食数 2,500 食
- ・提供校 6 校(長房中学校、元八王子中学校、四谷中学校、城山中学校、恩方中学校、加住小中学校)
- ・令和 2 年(2020 年)6 月から稼働中

(2) 学校給食センター南大沢(南大沢三丁目 20 番地)

- ・食数 2,500 食
- ・提供校 5 校(由木中学校、松が谷中学校、宮上中学校、別所中学校、松木中学校)
- ・令和 2 年(2020 年)6 月から稼働中

(3) 給食センター元横山(元横山町一丁目 63 番地 16 外) ※ 建築中

- ・食数 2,800 食
- ・提供校 5 校(第一中学校、第五中学校、ひよどり山中学校、打越中学校、石川中学校)
- ・完成予定 令和 3 年(2021 年)6 月

(4) 給食センター檜原(檜原町 1316 番地 1 外) ※ 設計中

- ・食数 5,000 食
- ・提供校 未定

(5) (仮称)給食センター(寺田) ※ 計画中

3 計画地概要

(1) 地番

寺田町 1455 番地 3 外

(2) 計画規模

敷地面積:約 3,500 m²程度
建物面積:約 1,800 m²程度

建物調査及び測量について

旧稲荷山小学校の敷地は、寺田町 432 番地を一体とする建築基準法第 86 条による一団地認定を受けた区域の一部にあります。このため、一団地認定区域内において当初認定申請された建築物以外の建築物を建築する場合には 同法第 86 条の 2 第 1 項の認定申請が必要となります。

当初認定申請は昭和 57 年 2 月に取得され、その後変更等はされていませんが、当初認定申請から長年経過しており、建築基準法第 12 条第 5 項により現況の建物数や敷地状況等の報告が必要となるため、調査及び測量を行うものです。

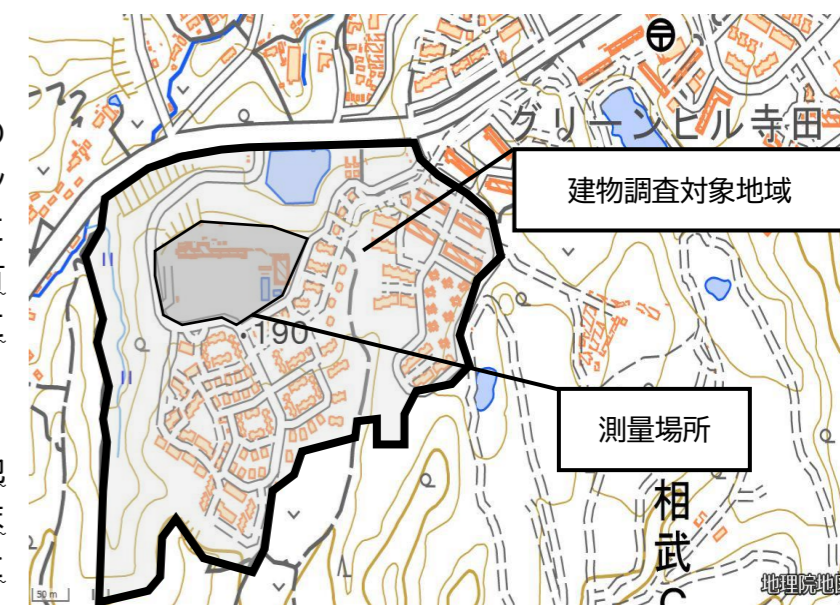
1 建物調査対象地域(右図参照)

対象敷地面積:156,500 m²

既存建築物:558 棟

※ 本調査は、旧稲荷山小学校の校庭に計画している給食センターの面積を検討するために行うものであり、皆様が所有する土地や建物等の資産に影響することはありません。

※ 本調査を実施するにあたり、市の委託業者が、路上から地域内の建物を目視で確認しますが、敷地内に立ち入ることはありません。



2 測量場所

旧稲荷山小学校敷地

3 委託業者

株式会社日東設計事務所

※ 腕章をつけて調査します。

4 期間

令和 2 年(2020 年)9 月 23 日から令和 3 年(2021 年)3 月まで

【建築基準法第 86 条の一団地認定区域】

一団の敷地内の複数の建築物を 1 群とみなし、接道義務、容積率制限、建ぺい率制限、日影規制等の規定を緩和している区域のことです。